

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

学校教育法の一部が改正され、条例中に引用している条項に繰り下げの改正があったことから、当該改正に対応するため改正するもの

II 条例の主な改正内容

1 第4条第2号の改正

- (1) 引用している学校教育法の「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

III 施行日関係

平成31年4月1日から施行

富士見市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>